

議案第15号

川崎市工場立地に関する市準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市工場立地に関する市準則を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市工場立地に関する市準則を定める条例の一部を改正する条例

川崎市工場立地に関する市準則を定める条例（平成12年川崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

工場立地法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。